

意見書案第 1 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 大 伴 壘
福 島 和 人
小 原 明 大
川 口 良 江
柊 彰
天 木 みなみ
富 田 達 也

意見書の提出について

フェムテック推進による女性の健康支援強化に関する意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

フェムテック推進による女性の健康支援強化に関する意見書 (案)

近年、吸水型サニタリーショーツ、月経管理アプリ、オンライン診療など、いわゆるフェムテックと呼ばれる技術やサービスが急速に普及し、女性の健康課題に対する新たな解決手段が広がっている。これらの技術は、生理に関する負担軽減や健康管理の質向上に寄与し、女性が安心して学び、働き、生活できる社会の実現に向けて重要な役割を果たしている。

一方で、女性の生理に関する社会の理解は着実に進み、学校や職場、地域において以前よりもオープンに語られるようになったものの、地域差が大きく、安定的な財政支援が十分とは言えない状況にある。また、学校教育や職場環境においても、生理に関する理解や配慮にはばらつきが見られ、女性の健康と尊厳を守るための制度整備は道半ばである。

これらの課題に対し、地方自治体の努力だけでは限界があり、全国的な支援体制の整備やフェムテックの活用促進、生理の貧困対策の強化には、国による積極的な関与が不可欠である。

よって、国に対し、下記の事項について要望する。

記

1. 女性の健康課題解決に資するフェムテックの研究開発支援、普及促進、利用者保護のための制度整備を進めること。
2. 学校、公共施設、困窮者支援窓口などでの負担軽減を促進し、自治体が安定的に実施できる財政措置を講じること。
3. 教材整備、教員研修の充実、男女ともに学びやすい環境づくりを進め、生理に関する正しい知識と理解を全国的に底上げすること。
4. 生理休暇の取得しやすさや、体調に応じた柔軟な働き方を可能とする職場環境整備に向けた指針を国として示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣